

令和5年3月  
農業委員会議事録

開催日：令和5年3月24日（金）  
場所：越谷市農業技術センター2階  
研修室  
開会時刻：午前 9時55分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 5年 3月24日 ( 金 )

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	瀬 尾 守	出	8	宇田川 道 代	出
2	藤 井 光 昭	出	9	吉 田 佳 子	出
3	坂 卷 秀 雄	出	10	田 口 勲	出
4	山 崎 保 夫	休	11	荻 島 元 治	出
5	渋谷 喜代治	出	12	金 子 繁 雄	出
6	小 沼 真由美	出	13	小 林 博	出
7	大 熊 敏 夫	出	14	三ツ木 宗 一	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	神 田 東 一	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	豊 田 佳 樹	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	関 根 栄	出	13	原 田 源 一	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関 根 正 和  
統括主幹 齋 藤 利 明  
主 幹 上 原 誠  
主 幹 高 橋 英 行

(説明員) 開発指導課長 田 中 克 尚

## 6. 議 事

### ① 議事録署名人の指名

### ② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について

第5号議案 【越谷市農業委員会】「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の決定について

第6号議案 越谷市農業委員会個人情報の保護に関する法律施行規則を定めることについて

### ③ 報 告

第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

第4号報告 農地の改良に係る届出について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時35分

## 9. 会議の内容

局 長	<p>皆様、おはようございます。定刻にはまだ時間ありますが、皆さんおそろいになりましたので、始めたいと思います。</p> <p>本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>おはようございます。どうもご苦労さまです。ここ数日はWBCで皆さんも盛り上がったのかなと思います。今日も世界一になったということで、テレビ各局はWBCのニュースを放映しているので、かなりの経済効果があったのかなと思っております。これから自分たちのチームに戻って野球が始まるわけですが、今年の野球はきっと、今までサッカーに負けていたのがまた幾らか盛り返して、野球人口が増え、感動を与えてくれる人が増えればいいなと、そんな先の話がありました。</p> <p>今日は陽気もよくなり、このまま曇りではなくて晴れていくと夏日の可能性も出てくるという予報でございます。明日は14度とか、このところ10度近くの温度差がありますので、我々にとっては気温の差についていくのが大変なので、健康には十分留意をしていただければと思います。気温が高いというせいもあり、桜も通常だと入学式の頃に咲く花だったのが、最近は卒業式に桜という、かなり季節の前倒しになっております。これから種をまいて、暑いと苗の管理がちょっと難しくなってきますので、育苗を失敗しないように温度管理をしていかなくてはいけないので、これからは大変な時期が来るのかなと思っております。</p> <p>最後に一言ずつご挨拶ありますが、事務局の齋藤さんと高橋さんが今月をもって定年退職ということで、長い間ご苦労さまでした。我々と同じ世代になったので、体には十分気をつけていただければと思います。今まで気を張っていたのが、退職してから気が抜けるとちょっと病気になりやすいので、十分体調には気をつけていただきたいと思います。</p>

局長

います。

以上で、言葉は整いませんけれども、冒頭の挨拶とさせていただきます。慎重審議よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

本日は、山崎委員より欠席の旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。出席委員14名中13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から8番の宇田川委員、9番の吉田委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局から説明願ひします。

主幹

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は4万7,320平方メートルです。通作距離は1.4キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め2名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は7,398平方メートルです。通作距離は0.01キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人1名です。

以上2件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について推進委員2番の神田委員、2番について推進委員4番の林

2 番推進委員  
(神田委員)

委員よりお願いいたします。

それでは、1番について、神田委員よりお願いいたします。

1番の件について補足説明します。

3月17日に現地を確認しております。申請地につきましては、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり、農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はありません。

以上、報告します。

ありがとうございました。

議 長  
4 番推進委員  
(林委員)

2番について、林委員よりお願いいたします。

2番の件について補足説明いたします。

3月17日に現地を確認しております。申請地については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり、農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はありません。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員  
議 長

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局から説明願います。

主 幹

議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、現在の住居が道路整備事業により収用になったため、このたび本申請地に住宅を移転することになりました。申請地は息子夫婦の住宅に隣接し、非常時にお互い助け合えることから自己住宅の建築をする申請です。

本件の農地区分は第1種農地ですが、農地法施行令第11条第1項第2号のイの許可の例外に当たり、農地法施行令規則第33条第4号の住宅に該当するものと考えます。また、資金や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅敷地の追認です。転用理由といたしまして、このたび土地の調査をしたところ、敷地の一部の地目が畑であることが判明し、農地転用の手続を怠っていました。引き続き住宅敷地として利用することから、適法な土地にするための申請です。

なお、令和5年2月28日付で、今後は法令を遵守し、厳重に注意する旨の顛末書が提出されております。

また、線引き以前からの利用状況につきましては、当時の航空写真にて確認しております。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、申請人は市内の親族の所有する住宅に居住しておりますが、申請地の近くに住む母親が介護が必要な状態となり、今後の介護のことを踏まえ、自身の所有する土地に自己用住宅の建築をする申請です。

なお、令和4年11月30日付で自己用住宅として農用地区域から除かれています。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、現在は農地として耕作をしておりますが、申請者が高齢となり今後農業を続けていくことが難しい状況にあり、このたび本件敷地の近隣住民から駐車場として貸してほしいとの強い要望があ

り、困っている方に協力できればと考え、申請に及んだものです。

以上3件の農地区分につきまして、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性など立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について荻島職務代理、2番及び3番について三ツ木委員よりお願いいたします。4番については私から説明いたします。

それでは、1番について、荻島職務代理よりお願いいたします。

1 1 番 委 員  
(荻島委員)

1番の件について説明いたします。

3月20日に現地を確認しております。申請地の現状は畑で、転用目的は住宅です。南側及び東側道路接道部分を除き、西側を既設コンクリートブロック、北側をマウントアップにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

2番及び3番について、三ツ木委員よりお願いいたします。

1 4 番 委 員  
(三ツ木委員)

2番の件について説明します。

3月16日に現地を確認しております。申請地の現況は宅地、転用目的は住宅敷地の追認です。西側出入口部分を除き、周囲には既存ブロック及びフェンス、東側の農地とは高低差がないことから、被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、3番の件について説明します。同じく3月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

議 長 4番について、私から説明いたします。

4番の件について説明いたします。3月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場です。出入口を除き周囲にコンクリートブロックを設置し区画するため、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員 なし。

議 長 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について、事務局から説明願います。

主 幹 議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は通路です。転用理由といたしまして、譲受人が所有する竹林を適正に維持管理するために重機やダンプトラック等を市道から乗り入れるための通路用地を探していたところ、土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は通路です。転用理由といたしまして、借人が所有する農地を適正に耕作するために農作業車を市道から乗り入れるための通路用地を探していたところ、土地所有

者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建設を計画し、土地を探していたところ、申請地はそれぞれの実家にも近く、近隣には学校等もあり、最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は市内の住宅に両親と同居しております。将来のことを考え、自己用住宅を建築したいと思い、土地を探していたところ、父の所有する土地を借受けできる運びとなりました。また、申請地は実家にも近く、将来両親とも協力し合えることから最適な場所と考え、申請に及んだものです。

なお、令和4年11月30日付で自己用住宅として農用地区域から除かれています。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成28年に市外に本店を置き、主に金属類の回収、加工並びに輸出入を営む法人です。業績も順調に伸び、市内に営業所を開設する運びとなり、営業所付近に土地を探していたところ、申請地はアクセスもよいことから計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

なお、令和4年11月30日付で資材置場として農用地区域から除かれています。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内にある妻の実家で居住しておりますが、将来の家族のことを考え、自己用住宅を建築したいと思い土地を探していたところ、申請地は小学校や公園も近く、お互いの実家にも近いことから、将来協力できる最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替

議 長

性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番から3番について瀬尾委員、4番について三ツ木委員、5番について宇田川委員よりお願いいたします。6番については私から説明いたします。

1 番 委 員  
(瀬尾委員)

それでは、1番から3番について、瀬尾委員よりお願いいたします。

1番、2番の件についてご説明いたします。

3月15日に現地確認をしております。申請地の現状はいずれも畑、転用目的は通路です。出入口部分を除いて北側水路に接する部分はコンクリートブロックにて区画、通路となる南側部分にはU字溝を設置することから、周囲の農地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。以上、ご報告いたします。

続きまして、3番の件についてご説明いたします。同じく3月15日に現地を確認しております。申請地の現況はいずれも畑、転用目的は住宅でございます。出入口部分を除いて新たにコンクリートブロックを設置することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

1 4 番 委 員  
(三ツ木委員)

4番について、三ツ木委員よりお願いいたします。

4番の件について説明いたします。

3月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。

議 長

ありがとうございました。

8 番 委 員  
(宇田川委員)

5 番について、宇田川委員よりお願いいたします。

5 番の件についてご説明します。

3月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用目的は資材置場です。北側の出入口部分を除き、周囲を土留めコンクリート及びコンクリートブロックにて区画し、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

議 長

以上、報告します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

6 番について、私から説明いたします。

6 番の件について説明いたします。3月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。出入口部分を除き周囲をコンクリートブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

全 員  
議 長

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての7番から12番について、事務局から説明願います。

主 幹

議案書の4ページ及び5ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての7番から12番について説明いたします。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外にある賃貸住宅に居住しておりますが、手狭となり、家族の将来のことを考え自己用住宅を建築したいと思いい土地を探していたところ、申請地は実家にも近いことから、将来お互いに協力できる最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に居住しておりますが、長期にわたって安心して住める住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は親族の住まいにも程近いことから、将来お互いに協力し合える最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は屋外広告物用地です。転用理由といたしまして、譲受人は現在申請地の500メートルほど先にある店舗を賃貸しておりますが、店舗の存在をPRするために屋外広告物の用地を探していたところ、申請地は最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内で両親の住まいに同居しておりますが、将来のことを考え自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は近隣に保育園、小学校があり、実家にも近く将来お互いに助け合える最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は事務所です。転用理由といたしまして、譲受人は平成10年に市内に本店を置き、主に建築内装業を営む法人です。現在営業しております居所が道路整備事業により収用となったため、このたび事務所を移転することになり土地を探していたところ、申請地は最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になったため、十分な居住空間を確保できる住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は叔母の住

まいにも近く、将来お互いに助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性など立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、7番から10番について田口委員、11番から12番について藤井委員よりお願いいたします。

10番委員  
(田口委員)

それでは、7番から10番について、田口委員よりお願いいたします。

それでは、7番の件について説明をいたします。

3月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックにて区画し、土留めをすることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。以上、報告いたします。

続きまして、8番の件について説明いたします。同じく3月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックにて区画し、土留めをすることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。以上、報告いたします。

続きまして、9番の件について説明をいたします。3月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は看板用地です。申請地は道路に挟まれており、被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、10番の件について説明をいたします。3月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。東側は道路に面して、南側は出入口を除き、西側及び北側にコンクリートブロックで区画をすることから、周囲に被害を及ぼすおそれはない

議 長

と判断いたします。

以上4件報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。  
ありがとうございました。

2 番 委 員  
(藤井委員)

続いて、11番及び12番について、藤井委員よりお願いいたします。

11番の件についてご説明いたします。

3月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は事務所です。東側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。以上、報告いたします。

続きまして、12番の件についてご説明いたします。3月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。道路に隣接する東側及び南側部分を除き、コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上2件、ご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

全 員

ただいまの説明について質疑はございませんか。

議 長

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明願います。

主 幹

議案書の6ページ及び7ページを御覧ください。

第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について説明します。  
番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、

期間の順に読み上げます。

1番、4筆の合計面積は1,062平方メートル、新規で、期間は5年です。

2番、4筆の合計面積は2,061平方メートル、新規で、期間は5年です。

3番、7筆の合計面積は1,712平方メートル、新規で、期間は5年です。

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

議  
全  
議

長  
員  
長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議  
主

長  
幹

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、第5号議案【越谷市農業委員会】「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の決定について、事務局から説明願います。

議案書の8ページを御覧ください。

第5号議案【越谷市農業委員会】「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の決定について説明します。

第5号議案別紙1ページ目を御覧ください。最適化活動の成果目標につきましては、Ⅱ担い手の農地の利用集積、集約化につきましては、今年度新規集約面積の目標を1ヘクタールと設定いたしました。

(2)、遊休農地解消については、緑区分遊休農地解消目標設定面積を2ヘクタールとして、新規発生遊休農地解消目標設定面積を1ヘクタールとしました。

続きまして、3ページ目を御覧ください。新規参入の促進の目標で

すが、権利移動面積を過去の実績を踏まえ0.5ヘクタールと設定しました。

次に、推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、月6日としました。

次に、活動強化月間の設定目標ですが、10月から3月とし、農地パトロールを実施し、遊休化された農地所有者へ適正管理の依頼を実施するとともに、担い手に対して利用権設定のあっせんを推進することとしました。

次に、新規参入相談会への参加目標については、新規参入の申出があった時点で実施する予定といたしました。

事務局からは以上です。

議  
全  
議

長  
員  
長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することと決定いたします。

続きまして、第6号議案 越谷市農業委員会個人情報保護に関する法律施行細則を定めることについて、事務局から説明願います。

主

幹

議案書の9ページを御覧ください。

第6号議案 越谷市農業委員会個人情報保護に関する法律施行細則を定めることについて説明します。

越谷市における個人情報の保護については、法に基づく制度に一元化され、令和4年12月定例市議会において、現行の越谷市個人情報保護条例を廃止し、新たに越谷市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定する手続が行われました。これに伴い、条例の施行規則についても見直しが行われ、現行の越谷市個人情報保護条例施行規則が廃止

され、新たに越谷市個人情報の保護に関する法律施行細則が交付されたところです。

農業委員会といたしましては、個人情報の保護について、引き続き越谷市と整合性を持った取扱いを行う必要があると考えていることから、越谷市個人情報の保護に関する法律施行細則の例によるものとして本規則を新たに制定し、附則において現行の施行規則を廃止するものです。

なお、本規則は、令和5年4月1日から施行してまいります。

事務局からは以上です。

議  
全  
議

長  
員  
長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

次は報告でございます。

事務局から説明願います。

主

幹

それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の10ページです。第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、4件の届出がありました。届出の内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の11ページから13ページです。第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について、15件の届出がありました。届出の内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の14ページです。農地法第18条第6項の規定に

議

長

よる通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約です。今回は4件の届出がありました。内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の15ページです。第4号報告 農地の改良に係る届出について、1件の届出がありました。内容につきましては、田畑転換です。

報告事項は以上です。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、4月25日火曜日午前10時からこの会議室で行います。

(閉会時刻：午前10時35分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和5年 3月24日

議 長

署名委員

署名委員